

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものである。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正について

2 対象品名

高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムに係る無線設備

3 趣旨及び目的

今般、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムのサービス開始が予定されており、災害時のバックアップ回線、基地局のバックホール活用、航空機及び船舶へのブロードバンド衛星通信サービスの提供等への活用が計画されている。

本件は、これら「高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システム」の利用ニーズに対応するため、同システムを導入するための技術的条件を策定するものである。

4 施行予定日

令和3年7月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5816

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間